

	大阪府	大阪府・箕面市	箕面市				
	池田子ども家庭センター	要保護児童対策協議会	男女協働・家庭支援室	保育所	幼児教育保育室 (保育所所管)	子どもすこやか室	生活援護室
箕面市転入前	<p>○H27.8.30 ・能勢町より、母子で池田市へ転入したことに伴い、要保護児童として池田市へケース移管した。</p> <p>○H28.6.3 ・当該家庭の男児2名(兄弟)を一時保護</p> <p>○H28.6.24 ・男児2名の一時保護を解除。 ・一時保護の解除に際し、母に保護解除の要件を記載した確認書を提出させた。</p>						
H28.8.24 母子3人で箕面市へ転入			<p>○H28.8.24 ・池田市より、当該家庭の箕面市転入に伴い、男児2名を要保護児童として、本市へケース移管する旨の電話連絡あり。(9/27にケース記録の文書提供あり。)</p>				
	<p>○H28.8.26 ・男女協働・家庭支援室へ当該家庭を訪問するにあたり、箕面市も同行するよう依頼した。</p>		<p>○H28.8.26 ・子ども家庭センターより、当該家庭を訪問するにあたり、本市も同行するよう依頼あり。 ・幼児教育保育室へ母が保育所入所の手続きに来ることを情報提供し、対応を依頼した。 ・子どもすこやか室に情報提供した。</p>		<p>○(日付不明) ・男女協働・家庭支援室より、保育所入所手続きへの対応の依頼を受けた。</p>	<p>○H28.8.26 ・男女協働・家庭支援室より、当該家庭に関する情報提供があった。 ・要保護児童対策協議会の対象ケースと認識した。</p>	
			<p>○H28.8.30 ・子どもすこやか室と、当該家庭への関わり方について調整。母の性格や状況がわからないため、一緒に訪問等を行うのではなく、個別に対応することを確認した。</p>			<p>○H28.8.30 ・母子3人が、母子健康手帳紛失手続きのため、市窓口に来庁した。 ・母は、第1子の言葉の遅れについて少し心配があり、二次健診を予約した。</p>	
	<p>○H28.9.1 ・箕面市とともに、当該家庭を訪問した。</p>		<p>○H28.9.1 ・担当者が子ども家庭センターに同行して当該家庭を訪問し、顔合わせを行い、保育所入所について説明した。 ・この時、子ども家庭センターの職員から、一時保護解除の条件が、①保育所への入所②母方親族との同居③母の就労の3点であることを口頭で確認した。 ・室としては、保育所への入所、母の就労が重要な課題であると認識した。</p>		<p>○H28.9.1～ ・男女協働・家庭支援室からは、当該家庭の男児2名が一時保護ケースであったことや母の養育能力の低さについての明確な情報提供がなかったため、室として「子どもの生活や安全を守るために入所措置が必要」との認識はなかった。 ・室としては、「男女協働・家庭支援室が関わっているケースで、ひとり親家庭である」との認識のもと、通常の就労要件で対応した。</p>		

	大阪府	大阪府・箕面市	箕面市				
	池田子ども家庭センター	要保護児童対策協議会	男女協働・家庭支援室	保育所	幼児教育保育室 (保育所所管)	子どもすこやか室	生活援護室
						○H28.9.2 ・池田市健康増進課より、「乳幼児情報提供書」を受理し、当該家庭の状況やリスク度など概ね把握した。 ・室としては、母子保健の立場で関わるとの認識を持っていた。	
	○H28.9.23 ・箕面市とともに、当該家庭を訪問した。		○H28.9.23 ・子ども家庭センターに同行し、当該家庭を訪問。男児2名の保育所入所や生活保護制度について説明し、母の就労を勧奨した。 ・室としては、現時点での入所は困難なため、平成29年4月入所を目指すよう、母にアドバイスした。			○H28.9月～11月 ・母は第1子の健診を予約していたが、未来所のため保健師より連絡等すると、子どもの発熱や脱水による入院等を理由に再予約を希望。計4回予約を取り直したが、結局、受診しなかった。(予約日:9月7日、9月21日、10月19日及び11月16日)。 ・その都度、男女協働・家庭支援室へ状況を報告した。	
			○H28.9.26 ・母に電話し、保育所入所について説明した。				
			○H28.9.27 ・池田市より本ケースの移管・情報提供書を受理した。				
			○H28.9.28 ・母に電話し、生活保護について説明した。				
	○H28.9.29 ・箕面市へ、当該家庭の男児2名を要保護児童として箕面市要保護児童対策協議会にケース登録するよう文書で依頼した。		○H28.9.29 ・子ども家庭センターより、当該家庭の男児2名を要保護児童としてケース登録するよう依頼あり、「ネグレクト」「生命の危険あり」として登録した。 ・当該家庭が「極めて困難なケース」という認識については、各関係機関において温度差があった。				
H28.10.27 児童虐待部会で新規ケース登録報告		○H28.10.27 ・要保護児童対策協議会の児童虐待部会において、当該家庭の男児2名を新規に要保護児童としてケース登録したことを報告した。					

	大阪府	大阪府・箕面市	箕面市				
	池田子ども家庭センター	要保護児童対策協議会	男女協働・家庭支援室	保育所	幼児教育保育室 (保育所所管)	子どもすこやか室	生活援護室
保育所入所まで			○H29.1.11 ・生活援護室から、当該家庭との関わりについて確認があり、「子ども家庭センターが訪問する際に、同行する程度」と回答した。				○H29.1.11 ・母が生活保護申請を行った(母方親族が同行)。 ・男女協働・家庭支援室へ、当該家庭との関わりについて確認したところ、「子ども家庭センターが訪問する際に、同行する程度」との回答があった。 ・生活保護申請に基づき、当該家庭を訪問。この際、母は、母方親族との同居については拒否した。
						○H29.1.20 ・第2子が1歳6か月児健康診査を受診。発達面について年齢相応。落ち着きのなさについて、心理相談を実施した。事後フォローとして、1月27日に担当保健師が家庭訪問することを母と約束した。 ・担当保健師から男女協働・家庭支援室へ、状況を報告した。	
							○H29.1.24 ・母子が母方親族とともに市窓口に来庁した。 ・住まいについては、家賃が高額であることなどから転居指導を行う可能性があることを説明した。
						○H29.1.27 ・担当保健師が、第2子の1歳6ヶ月児健康診査後のフォローとして当該家庭を訪問したが、不在のため、母に電話を入れるも繋がらなかったため、メッセージを残した。 ・男女協働・家庭支援室に家庭訪問の結果を報告した。	
							○H29.2.6 ・母より、生活保護申請を取り下げる旨の連絡があり、理由を聞くと実家に引っ越すつもりであるとの発言があった。
				○H29.3.29 ・室単独で、当該家庭を訪問し、母に保育所入所申請用紙を渡した。			

	大阪府	大阪府・箕面市	箕面市				
	池田子ども家庭センター	要保護児童対策協議会	男女協働・家庭支援室	保育所	幼児教育保育室 (保育所所管)	子どもすこやか室	生活援護室
			<p>○H29.4 ・人事異動により、担当者が交代した。 ・当該家庭の一時保護歴などについて、前担当者から新担当者へ事務引継ぎを行った。</p>				
	<p>○H29.4.10 ・男女協働・家庭支援室へ、当該家庭の保育所入所申請に伴い「母に養育力がないため、保育の必要あり」との意見書を幼児教育保育室あてに提出する旨を連絡した。 (ただし、実際には、意見書提出前に入所決定があったため、結局は提出されなかった)。</p>		<p>○H29.4.10 ・子ども家庭センターより、当該家庭の保育所入所申請に伴い「母に養育力がないため、保育の必要あり」との意見書を幼児教育保育室あてに提出する旨の連絡があった。</p>		<p>○H29.4.10 ・母が、保育所入所申請書を提出した。</p>		
H29.4.18 保育所入所決定時			<p>○保育所入所決定時 ・新担当者は、男児2名の保育所入所が決定された時点で子ども家庭センターへ連絡し、その旨を伝えたが、当該家庭の養育能力の低さなどへの認識が浅く、保育所入所が決まった時点で虐待リスクが低くなったと認識した。 ・また、入所が決定した保育所への情報提供が必要との認識もなかった。</p>	<p>○H29.4.18 ・入所決定の際、男女協働・家庭支援室からは、今までの当該家庭の様子やリスク度が「生命の危険」であるなどについての情報提供はなかった。 ・新規入所者の名簿の欄に「男女協働」のメモがあり、所長から幼児教育保育室へ連絡して状況を確認したが、その後、幼児教育保育室から回答はなかった。 ・当該家庭の情報が一切ないままに保育所で母子面談を行ったが、特に違和感はなかった。 ・3月の時点で男女協働・家庭支援室より、前所長に当該家庭の状況は伝えていたが、5月入所のため情報提供資料等は提供されなかった。 ・4月の人事異動により所長が交代したが、4月時点においては当該家庭の入所が決まっていなかったため、前所長から新所長へは引き継ぎされなかった。</p>	<p>○H29.4.18 ・特別な配慮(虐待)ではなく、通常の手続き(就労要件)で、5月入所を決定した。 ・室としては、男女協働・家庭支援室が関わっており、母子家庭であることから、就労のための保育所入所と認識した。このため、保育所にも特段の申し送りはしなかった。 ・また、入所当初に登園がなかった際には、母の就労意欲に課題があるとの意識で対応した。</p>		
						<p>○H29.4.26 母子が、保育所入所手続きのため市窓口に来庁した際に、予防接種予診票を再発行した。</p>	

	大阪府	大阪府・箕面市	箕面市				
	池田子ども家庭センター	要保護児童対策協議会	男女協働・家庭支援室	保育所	幼児教育保育室 (保育所所管)	子どもすこやか室	生活援護室
H29.5.1 保育所通園開始			○H29.5.8 ・保育所より「登園していない」との報告を受け、保育所に家庭訪問を依頼した。 ・新担当者は、保育所との連絡調整の中で、保育所も当該家庭の状況を知っているように感じたため、H29.3末までに当該家庭の状況について前担当者から保育所へ引き継ぎ済みと認識した。	○H29.5.8 ・入所予定初日から当該男児2名が登園しなかったため、男女協働・家庭支援室へ相談した。 ・保育所長は、男女協働・家庭支援室の指示のもと、当該家庭を訪問したが、母子には会えなかった。保育所へ連絡を依頼する手紙をポストへ投函した。			
			○H29.5.10 ・母に電話し、保育所への登園を促した。				
						○H29.5月～6月 母が、医療機関で第1子と第2子に予防接種を受けさせた(5月11日、19日、6月13日)。	
			○H29.5.15 ・母に電話し、保育所への登園を促し、5月17日に家庭訪問を約束した。				
			○H29.5.17 ・母より、家庭訪問をキャンセルしたい旨の連絡があり、5月24日に変更した。				
			○H29.5.24 ・当該家庭を訪問したが、不在で会えなかった。				
H29.5.25 児童虐待部会でリスク度及び主担を変更	○H29.5.25 ・要保護児童対策協議会の児童虐待部会において、当該家庭の要保護児童に関するリスク度及び主担の変更を提案した。 ・変更理由は、下記による。 ※夜間就労なし ※夜間放置なし(子ども家庭センターが確認) ※保育所への入所	○H29.5.25 ・要保護児童対策協議会の児童虐待部会を開催。 ・子ども家庭センターからの提案により、当該家庭の要保護児童に関するリスク度及び主担を変更した。 ・リスク度は、「生命の危険」から「中度」へ、主担は、子ども家庭センターから箕面市へ、それぞれ変更した。 ・子ども家庭センターから変更理由が、男女協働・家庭支援室から保育所の登園状況が、それぞれ説明された。	○H29.5.25 ・要保護児童対策協議会の児童虐待部会に事務局として出席した。	○H29.5.25 ・幼児教育保育室より、要保護児童対策協議会の児童虐待部会での検討結果が伝わらず、この時点においても要保護児童のケースとの認識はなかった。 ・また、保育所として、男女協働・家庭支援室より、当該家庭について今後定期的にモニタリングを受けるとの認識もなかった。	○H29.5.25 ・要保護児童対策協議会の児童虐待部会での検討結果(「生命の危険」から「中度」に引き下がったこと)について、保育所へ伝えていなかった。	○H29.5.25 ・要保護児童対策協議会の児童虐待部会で、事務局からのリスク度変更案について提案どおり確認した。 ・室として、保育所入所により、定期的なモニタリング機能ができてよかったとの認識を持っていた。	
			○H29.5.30 ・母と男女協働・家庭支援室で面談し、母の体調や兄弟の様子を聞き取りした。				

	大阪府	大阪府・箕面市	箕面市				
	池田子ども家庭センター	要保護児童対策協議会	男女協働・家庭支援室	保育所	幼児教育保育室 (保育所所管)	子どもすこやか室	生活援護室
						<p>○H29.6.13</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1子が、3歳6か月児健康診査を受診した。 ・発達面について、問診項目のうち、「できなかった」に該当する項目も一部あったが、経験不足が一つの要因とも考えられたため、保育所での経験により伸びが期待できるとの見立てを行い、育児相談を実施して終了した。 ・健診の検査結果により、医療機関への紹介状を発行したところ、当日中に医療機関を受診。結果は要経過観察であった。 	
<p>H29.8.1</p> <p>保育所でネグレクト状態の悪化を確認</p> <p>次男が嘔吐したまま着替えさせず放置、おむつ替えず、脱水症状あり。家庭訪問すると部屋の外でもものすごい臭い、施錠なし、部屋散乱。部屋の中も強烈な臭い。</p>			<p>○H29.8.1</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育所長から現状報告があったが、「生命の危険がある」との報告ではなかったためその危機感が伝わらなかった。 	<p>○H29.8.1</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次男の髪の毛が臭うなど気になる状況があったため、兄弟の担任が当該家庭を訪問したが、母不在で会えず。部屋は散乱していた。 ・所長は、当該児童に脱水症状等「生命の危険がある」と判断し、「子どもを保護すべきではないか」という非常に強い危機感を持って、男女協働・家庭支援室へ報告した。 			
			<p>○H29.8.2</p> <ul style="list-style-type: none"> ・室内で協議。室での当該家庭に対するリスクの認識が弱く、担当者から室内への伝え方も弱かったため、「母に養育や就労などをきちとさせなければ」という意識だった。 ・担当者は、「母は養育能力が低いので子どもの見守り機能である保育所の入所継続が必要であり、母の就労もしくはは疾病による保育所の入所継続に取りくむことが必要」と考えていた。 ・他のケースでも、「着替えさせてもらえず夏場は臭う」などの報告は珍しくなく、リスク度が中度であったことから、担当者はそのようなケースの1つと認識していた。 	<p>○H29.8.2</p> <ul style="list-style-type: none"> ・10時を過ぎても兄弟が登園しないため、母に電話。11時過ぎに母から電話があり、兄弟は発熱のため休むとの報告を受けた。 ・なお、8月1日以降、所長、主任及び担任が、複数回にわたり当該家庭を訪問。玄関のようすなどを写真撮影したが、無断で撮影したことから誰にも見せなかった。 ・男女協働・家庭支援室へ、保育所の登園状況など随時報告。 			

	大阪府	大阪府・箕面市	箕面市				
	池田子ども家庭センター	要保護児童対策協議会	男女協働・家庭支援室	保育所	幼児教育保育室 (保育所所管)	子どもすこやか室	生活援護室
			<p>○H29.8.3</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育所の入所継続が必要であることから就労支援ということで母に連絡し、近況を確認。家庭訪問を申し入れるも、母の体調不良を理由に受け入れられなかった。 ・保育所と頻繁に情報交換。 				
			<p>○H29.8.8</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育所より、当該家庭に関するケース会議開催の依頼を受ける。 ・子どもすこやか室へ、状況報告し、ケース会議参加の依頼をした。 	<p>○H29.8.8</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男女協働・家庭支援室へ、当該家庭に関するケース会議の開催を依頼した。 		<p>○H29.8.8</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男女協働・家庭支援室から電話で、家庭状況の報告、ケース会議の調整があった。 	
			<p>○H29.8.18</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男女協働・家庭支援室より母の携帯に電話。欠席している報告が保育所からあったため状況確認をした。 		<p>○H29.8.18</p> <ul style="list-style-type: none"> ・兄弟が保育所に登園せず、保育所より母の携帯に電話したがつながらなかったため、所長と担任が当該家庭を訪問。家にいる気配を確認したが、母や兄弟とは会えなかった。 		
					<p>○H29.8.19</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育所主任二人で家庭訪問。この日も母や兄弟には会えなかったが、家の中から、母が兄弟を叱る声が聞こえた。 		
		<p>○H29.8.24</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童虐待部会で定例の全件見直しを実施。 ・ネグレクトの悪化状況とケース会議の開催予定について報告。 ・リスク度の見直し、対応方針の検討などは行われず。 				<p>○H29.8.24</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1子の3歳6か月児健康診査結果について、8月の児童虐待部会で報告。 	

	大阪府	大阪府・箕面市	箕面市				
	池田子ども家庭センター	要保護児童対策協議会	男女協働・家庭支援室	保育所	幼児教育保育室 (保育所所管)	子どもすこやか室	生活援護室
			<p>○H29.9.5</p> <p>・ケース会議を開催。保育所の入所を継続させるためには、「母の就労」か「疾病による診断書要件」が必要条件となるとの認識のもと、地域での母子の見守りと生活相談担当に繋げることを確認した。</p> <p>・保育所から8月初旬のネグレクト状況の報告はあったが、保育所から「生命の危険」については言及されず、ケース会議で一時保護の必要性などについては話し合わなかった。</p>			<p>○H29.9.5</p> <p>・ケース会議へ参加。</p> <p>・母から子どもの発達面や健康面での相談があれば、保健師が対応することを確認した。</p>	<p>○H29.9.5</p> <p>・ケース会議へ参加。経済的に厳しく母の就労がうまくいかないため、男女協働・家庭支援室から生活相談担当に母を繋げ、生活相談などの支援を行うことを確認した。</p>
			<p>○H29.9.6</p> <p>・室から母に電話連絡し、体調面、母方親族の協力、仕事のことを確認。母から次男が熱で保育所を休んでいること、母方親族の協力が得られていること、仕事が見つかっていないなどの生活状況や就労についての話があった。室から生活相談の窓口を紹介し、面談の日程を決めた。</p>	<p>○H29.9.6</p> <p>・保育所長は、保育所長会で、男女協働・家庭支援室が一時保護に向けて動かないことについて、幼児教育保育室参事に相談した。</p> <p>・幼児教育保育室参事は、保育所長から、死に至る危険性があること、男女協働・家庭支援室を飛び越して子ども家庭センターに通告していいか等の相談を受け、幼児教育保育室担当室長に相談することになった。</p>	<p>○H29.9.6</p> <p>・保育所長会で、保育所長から男女協働・家庭支援室が一時保護に向けて動かないことについて、幼児教育保育室参事が相談を受けた。</p>		
			<p>○H29.9.7</p> <p>・室には、幼児教育保育室担当室長から、当該家庭への訪問を依頼する連絡があった旨の記録は残っていない。</p> <p>○H29.9.7</p> <p>・同日、保育所長から電話があり、昨日の室と母の電話の内容を共有した。</p>		<p>○H29.9.7</p> <p>・幼児教育保育室参事から担当室長に対し、当該家庭に関する以下の相談をした。</p> <p>*脱水症状等の症状があったこと</p> <p>*家庭訪問時に異臭がし、すごい状態であったこと</p> <p>*男女協働・家庭支援室から家庭訪問してほしいこと</p> <p>○H29.9.7</p> <p>・同日、担当室長は、男女協働・家庭支援室へ連絡し、当該家庭への訪問を依頼。その際、男女協働・家庭支援室では母と電話連絡が取れており、ケースとして見守りしていることを確認した。</p>		

	大阪府	大阪府・箕面市	箕面市				
	池田子ども家庭センター	要保護児童対策協議会	男女協働・家庭支援室	保育所	幼児教育保育室 (保育所所管)	子どもすこやか室	生活援護室
			○H29.9.15,19 ・男女協働・家庭支援室より母の携帯に電話するが繋がらず。				
				・10月は順調に登園できており、保育所の持ち物なども整うようになった。			
				○H29.11.1 ・母からの申し出があり、11月1日に保育所から家庭訪問した。家もきれいに片付いており、男性Aとも順調に生活している様子から、当初は差し迫った危機感を持っていなかった。			
H29.11.17～ 連絡なしで保育所を休み始める				・1週間続けて休むことがなかったため、週1回、電話連絡を行っていた。 ・母方親族と連絡を取ったり、家庭訪問を行い、子どもの安否を確認していた。	○H29.11.20 ・母が保育所継続申請のため、来庁した。 ・母に就労実績がなく、保育所入所要件をどうするか検討した。保育所継続のため、母に対し就労について指導。母に診断書による保育所継続の可能性についても説明した。		
H29.11.22 長男だけ登園 長男奇抜な髪型 母と一緒に見知らぬ男二人が保育所に迎えにくる				○H29.11.22 ・長男だけが奇抜な髪型で登園した。 ・この日、母と一緒に見知らぬ男二人が長男を迎えに来たが、長男がなついている様子だったので、この時点で人物確認等は行わなかった。			
H29.11.30 虐待部会での全件チェック		○H29.11.30 ・要保護児童対策協議会の虐待部会での全件チェックでは、当該家庭について、保育所を休み始める以前の状況で議論をしたため、リスク度について問題視されなかった。(事務局が保育所に状況確認したのは、休み始める前であったため。)					

	大阪府	大阪府・箕面市	箕面市				
	池田子ども家庭センター	要保護児童対策協議会	男女協働・家庭支援室	保育所	幼児教育保育室 (保育所所管)	子どもすこやか室	生活援護室
				<p>○H29.12.1</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育所より母に電話、応答がないので、母方親族に電話すると、母子と一緒に食事に行っているところで、電話の向こうで母と兄弟の声が聞こえた。 			
				<p>○H29.12.8</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育所より母の携帯に電話。翌日の生活発表会のことで母の携帯に電話するが応答なし。 ・母方親族の携帯に電話がつながるが、母、兄弟の声は聞けず。 			
H29.12.9 次男の顔に青あざ 奇抜な髪型 家庭訪問で男の気配を確認				<p>○H29.12.9</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該家庭を訪問し次男の顔に青あざがあったので、「どうしたの?」と聞くと、母が次男に「階段から落ちたんやな」と言い、次男も「落ちた」と言った。母の説明には半信半疑ながらも、この間の男女協働・家庭支援室の動きから、早急な対応はないと考え、あざかどうかもわからないので早急に何かしようとは思わなかった。 ・11月22日に一緒に迎えに来た見知らぬ男二人について母にたずねると「いとこ」と説明され、違和感はあるが、次男が男になついている様子もあり、どこの誰なのか母や母方親族に詳細を確認しなかった。 			
			<p>○H29.12.12</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育所より、当該家庭に関する11月17日以降の状況について報告あり。 ・幼児教育保育室へ、保育所の入所継続手続き状況を確認した。 ・母に電話したが繋がらず、家庭訪問を検討した。 ・当該家庭については、この間比較的安定していたことと、これまで身体的虐待の兆候はなくネグレクトと認識していたこと、新規ケースへの対応に追われていたことから、保育所の連絡にすぐさま「優先的に対応すべき」という認識に至らなかった。 	<p>○H29.12.12</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男女協働・家庭支援室へ、11月17日以降の状況を報告した。 			

	大阪府	大阪府・箕面市	箕面市				
	池田子ども家庭センター	要保護児童対策協議会	男女協働・家庭支援室	保育所	幼児教育保育室 (保育所所管)	子どもすこやか室	生活援護室
			<p>○H29.12.14</p> <p>・母に電話すると兄弟と散歩中であった。スーパーマーケットに仕事が決まっているが日曜日の出勤があるため保留にしているとのこと。</p>				
			<p>○H29.12.15</p> <p>・男女協働・家庭支援室より幼児教育保育室に電話。母の仕事が決まったが、入所継続には1月中に勤務証明が必要であることを両室で確認した。</p> <p>・母の仕事は決まったが、今保育所に行っていないため退所になってもいいかなと話していたことを幼児教育保育室より男女協働・家庭支援室担当者に報告。</p>				
			<p>○H29.12.19</p> <p>・男女協働・家庭支援室より保育所に電話</p> <p>・保育所長より、兄弟が今週来ておらず、保護者から連絡もないので、保育所から家庭訪問に行くか検討したいと相談あり。</p> <p>・男女協働・家庭支援室も情報共有し、年内に家庭訪問することを確認。</p>				
				<p>○H29.12.22</p> <p>・家庭訪問を予定していたが、パート保育士が保育所近辺の路上で母子の姿を見かけたため、この日は「安否確認できた」として家庭訪問を延期した。</p>			